

# 令和7年度狩猟免許更新検査のご案内

愛知県環境局環境政策部自然環境課

## ＜重要＞

台風等の自然災害等により、やむを得ず検査日等を変更することがあります。その場合は、右記二次元コードリンク先のウェブページで、当日の午前7時までにお知らせします。



## 1 更新検査日及び場所等について

### (1) 更新検査日及び場所等

- ・申請書の受付期間は、会場により異なりますのでご注意ください。
- ・申請書は必ず指定された受付期間内に提出してください。
- ・更新検査は、午後0時30分から午後5時までとなりますので、同時間帯に都合のつく会場に申し込んでください。また、更新検査の詳細は、受付時にお伝えします。

検査日	場 所	申請書の受付期間
7月2日(水)	新城文化会館 小ホール 新城市字下川1-1	6月4日(水) から 6月20日(金) まで
7月13日(日)	名古屋市公会堂 4階ホール 名古屋市昭和区鶴舞1-1-3	6月4日(水) から 7月3日(木) まで
7月18日(金)	ライフポートとよはし 中ホール 豊橋市神野ふ頭町3-22	6月4日(水) から 7月8日(火) まで
7月25日(金)	愛知県西三河総合庁舎 大会議室 岡崎市明大寺本町1-4	6月4日(水) から 7月15日(火) まで
9月3日(水)	愛知県自治センター E会議室 名古屋市中区三の丸2-3-2	6月4日(水) から 8月22日(金) まで

注1) 窓口における申請書の受付時間は、平日の午前8時45分から午後5時30分までです(窓口で申請を行う場合は午後5時15分までにご来庁ください。)

注2) 申請書を郵送で提出する場合、消印が申請書の受付期間末日のものまで受理します。

### (2) 更新検査日の受付時間及び定員

- ・更新検査は、午後0時30分から午後5時までとなりますので、同時間帯に都合のつく会場に申し込んでください。
- ・各会場において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令等について、3時間の講習を実施します。

## 2 狩猟免許更新検査の対象者

令和4年に狩猟免許を取得、又は更新し、令和7年9月14日に免許の有効期間が満了となる愛知県在住の者です。

なお、上記の者のうち、有効期間の満了日が異なる複数の狩猟免許を有する場合、満了日の最も早い免許に合わせてその他の免許を繰り上げて更新することができます。

## 3 狩猟免許更新申請書の配布場所

ウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/shikenkoushin.html>) からダウンロードいただけます。

また、愛知県環境局環境政策部自然環境課、東三河総局及び各県民事務所の環境保全課で配布しているほか、申請書の郵送を希望する場合は、「住所・氏名及び狩猟免許更新申請書返送希望である旨を記載し、電話番号を記載したメモを添えて140円切手を貼付した角型2号の返信用封筒」を4の提出先に送付してくだ

さい。

#### 4 狩猟免許更新申請書の提出先

申請者の住所地を所管する東三河総局又は県民事務所の環境保全課（名古屋市内に住所を有する者にあつては、愛知県環境局環境政策部自然環境課。）。申請書を郵送する場合は郵送する封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と記載してください。また、簡易書留での郵送を推奨します。郵送中の申請書類紛失については責任を負いかねます。愛知県収入証紙の貼り忘れや記載漏れ等不備がある場合、また、郵送時に貼付された切手が不足する場合は受理できませんので、**発送前によくご確認のうえ、発送してください。**

#### 5 狩猟免許更新申請に必要な書類等

(1) 狩猟免許更新申請書	指定の用紙にかい書で明瞭に記載してください。複数の種類の更新申請を行う場合は同一の用紙に記入してください。
(2) 狩猟免許更新検査希望会場申請書	指定の用紙に氏名及び希望会場を記載してください。複数の種類の更新申請を行う場合は同一の用紙に記入してください。
(3) 猟銃・空気銃所持許可証の写し1部 又は 医師の診断書 1部	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し。 上記の許可証を所持しない者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（申請前6ヶ月以内に作成されたものに限る。）。
(4) 写真 1枚	申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを提出してください。
(5) 狩猟免許更新手数料	1種類の免許更新につき 2,900円 上記金額相当の愛知県収入証紙を所定欄に貼って納付してください。 ※手数料は、愛知県手数料条例（平成12年条例第20号）の規定により取扱います。
(6) 送付用封筒（郵送希望者）	長形3号の封筒に郵便番号、住所及び氏名を明記し、110円分の切手を貼付けてください（窓口持ち込みで申請を行う方は不要です。）。

注）法第51条第2項ただし書の認定鳥獣捕獲等事業に従事する者として申請する場合は、上記の書類に加えて鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第59条の2に規定する書面を提出してください。

#### 6 狩猟免状の交付

更新検査に合格した者には、後日、狩猟免状を交付します。

#### 7 その他

- 適正な受検環境を整えるため、関係者以外の来場はご遠慮ください。また、会場敷地内で、受験者を対象とした営利目的の啓発、販売等を行う場合は、別途、会場管理者にご確認ください。

#### <問合せ先及び申請書提出先>

所 属	住 所	電話番号
自然環境課野生生物・鳥獣グループ（愛知県庁西庁舎）	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6230
東三河総局県民環境部環境保全課	豊橋市八町通5-4	0532-35-6113
新城設楽振興事務所環境保全課	新城市字石名号20-1	0536-23-2117
尾張県民事務所環境保全課	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7254・7255
海部県民事務所環境保全課	津島市西柳原町1-14	0567-24-2131
知多県民事務所環境保全課	半田市出口町1-36	0569-21-8111（代表）
西三河県民事務所環境保全課	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2875
豊田加茂環境保全課	豊田市元城町4-45	0565-32-7494